

清川村緊急銃猟対応マニュアルの概要

ツキノワグマ及びイノシシの危険鳥獣が人の日常生活圏へ出没した際に迅速な対応を行うため、緊急銃猟の実施体制や一連の流れをまとめた「清川村緊急銃猟対応マニュアル」を令和8年2月に策定しました。

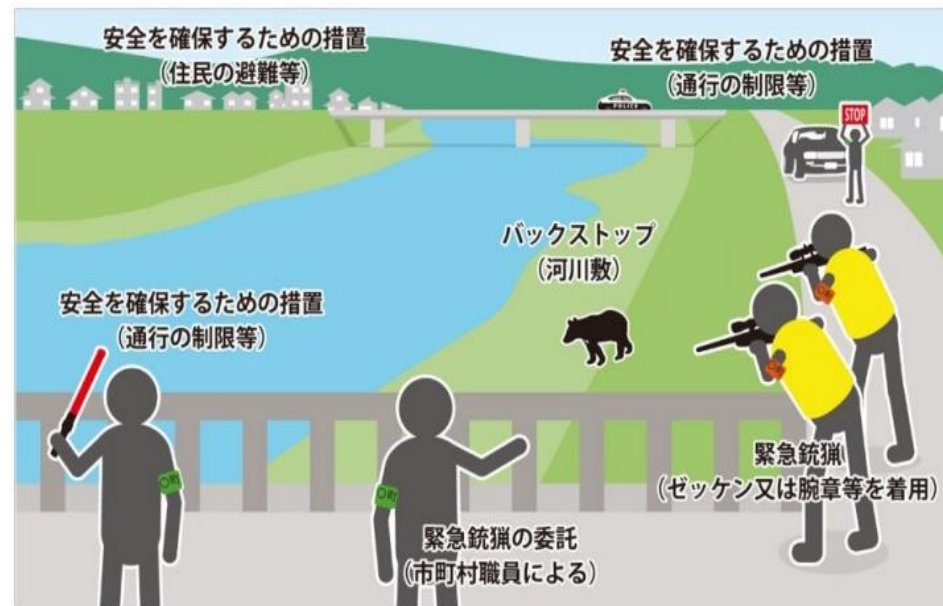
安全確保措置が実施されているイメージ

○緊急銃猟とは

地域住民等の安全確保のための措置を十分に講じた上で、大型獣の中でも特に人身被害を生じさせる恐れの高いツキノワグマ及びイノシシについて、住宅集合地域等よりも広い概念である人の日常生活圏での銃猟をすることを可能とする制度です。

○緊急銃猟実施の条件

- ① 人の日常生活圏への侵入
- ② 人への危害を防止する措置が緊急に必要
- ③ 銃猟以外の方法では困難
- ④ 銃猟によって人の生命身体に危険が及ぶ恐れがない



○住民等の皆さまへお願い

清川村緊急銃猟対応マニュアルに基づき、県、警察、猟友会等と連携し、安全かつ適切に緊急銃猟を実施します。
緊急銃猟を行う際は、出没場所付近で避難誘導や通行禁止などの制限措置を講じる場合があります。
皆さまの安心・安全な生活を最優先に対応するため、ご理解とご協力をお願いいたします。

○清川村における緊急銃猟対応フロー

住民等の皆さまから、ツキノワグマ、イノシシの出没情報を受け、県、警察、猟友会等と連携し、情報を共有し、現地において対応します。

